

【目次】

- 問 1 : なぜ、このような一覧を送付するのか。
- 問 2 : 「マイナンバー未収録者一覧」の対象者はどのような者なのか。
- 問 3 : 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されているのは、一部の従業員のみだが、他の従業員はなぜ記載されていないのか。
- 問 4 : 被扶養配偶者の収録状況も確認したいがどうすればよいか。
- 問 5 : 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されている従業員は既に退職しているが、事業主が退職者の「個人番号等登録届」を提出する必要があるのか。
- 問 6 : 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されている被保険者氏名（生年月日、性別、住所が相違している場合を含む）が相違している場合はどうすればよいか。
- 問 7 : 既に氏名変更届（生年月日、性別、住所の変更の場合を含む）を提出しているが、なぜ、「マイナンバー未収録者一覧」の情報が変更されていないのか。
- 問 8 : 「マイナンバー未収録者一覧」等を紛失（き損）してしまったので、再度送付してほしい。
- 問 9 : 対象者が多いので、電子媒体で送付してほしい。
- 問 10: 「個人番号等登録届」は、必ず提出しなければならないのか。また、「個人番号等登録届」の提出を拒否することもできるのか（罰則はあるのか）。
- 問 11: 「個人番号等登録届」を提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのか。
- 問 12: 「個人番号等登録届」を提出することで、どのようなメリットがあるのか。
- 問 13: 「個人番号等登録届」を提出して、情報が流出する心配はないのか。
- 問 14: 事業主が「個人番号等登録届」を提出する際の手続き方法は。
- 問 15: 事業主に「個人番号等登録届」の取りまとめを求める行為は、何を根拠に行っているのか。
- 問 16: 「個人番号等登録届 総括表」にあらかじめ印字されている内容に誤りがある場合はどうすればよいか。
- 問 17: 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されている従業員本人に確認したところ、既に「個人番号等登録届」を提出したとのことだったが、改めて「個人番号等登録届」の提出が必要なのか。
- 問 18: 海外居住者（または短期在留外国人）であり個人番号（マイナンバー）を持っていないが、どうすればよいか。
- 問 19: 「マイナンバー未収録者一覧」に載っていない被保険者の住所等が変更になった。何か手続きは必要か。
- 問 20: 氏名等の変更届や「個人番号等登録届」は提出期限があるのか。
- 問 21: 現在、郵送先住所（居所）を登録しており、マイナンバーの届出後も住所を住民票住所とは異なる居所等を登録したい場合はどうすればよいか。

問 1 なぜ、このような一覧を送付するのか。

(答) 日本年金機構では、基礎年金番号とマイナンバーが紐づいている厚生年金保険被保険者については、平成 30 年 3 月から住基異動情報を取得することにより氏名・住所変更届の省略を開始しております。

しかし、基礎年金番号とマイナンバーが紐づいていない場合は、氏名等の変更情報が得られないため、被保険者の氏名等に変更があった際は、引き続き氏名・住所変更届を提出していただく必要があります。

そのため、事業主さまの事務簡略化や被保険者の利便性向上等を図るべく、基礎年金番号とマイナンバーが紐づいていない厚生年金保険被保険者をお知らせし、それらの方について、①日本年金機構において登録されている氏名・住所等の確認を行っていただくこと、②個人番号等登録届の提出をお願いすることを目的として「マイナンバー未収録者一覧」をお送りしております。

問 2 「マイナンバー未収録者一覧」の対象者はどのような者なのか。

(答) 令和 2 年 8 月 22 日時点において基礎年金番号とマイナンバーが紐づいていない厚生年金保険被保険者を記載しています。

問 3 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されているのは、一部の従業員のみだが、他の従業員はなぜ記載されていないのか。

(答) 「マイナンバー未収録者一覧」に記載のない厚生年金保険被保険者については日本年金機構において既にマイナンバー又は「個人番号非保有理由」が確認できているため、「マイナンバー未収録者一覧」に記載されておられません。

問 4 被扶養配偶者の収録状況も確認したいがどうすればよいのか。

(答) 今回の「マイナンバー未収録者一覧」の対象は厚生年金保険被保険者のみで、被扶養配偶者（国民年金第 3 号被保険者）は対象となっていません。

基礎年金番号とマイナンバーが紐づいていない被扶養配偶者（国民年金第 3 号被保険者）については、令和元年 11 月から令和 2 年 1 月にかけて、ご本人宛にお知らせしております。ご本人から事業主さまに対し、氏名・住所等の変更について届出があった場合は、該当の変更届のご提出をお願いします。

問 5 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されている従業員は既に退職しているが、事業主が退職者の「個人番号等登録届」を提出する必要があるのか。

(答) 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されている被保険者が既に退職している場合は、事業主さまが退職者の「個人番号等登録届」を提出する必要はございません。また、対象の被保

険者が死亡している場合も同様に提出不要です。

問 6 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されている被保険者氏名（生年月日、性別、住所が相違している場合を含む）が相違している場合はどうすればよいか。

（答） 【氏名、生年月日、性別に相違があった場合】

別途、該当の変更（訂正）届及び被保険者証（全国健康保険協会管掌の被保険者である場合）を管轄の事務センターに提出してください。

【住所に相違があった場合】

別途、住所変更届を管轄の事務センターに提出してください。

問 7 既に氏名変更届（生年月日、性別、住所の変更の場合を含む）を提出しているが、なぜ、「マイナンバー未収録者一覧」の情報が変更されていないのか。

（答） 「マイナンバー未収録者一覧」に記載している氏名、生年月日、性別及び住所は、令和 2 年 9 月時点の記録に基づいて作成しています。

そのため、既に変更届を提出されている場合であっても、令和 2 年 9 月以降に処理が行われた届出の情報については、「マイナンバー未収録者一覧」に反映されておりません。既に正しい氏名等の変更届を提出済の場合、行き違いですので、改めて変更届を提出いただく必要はございません。

問 8 「マイナンバー未収録者一覧」等を紛失（き損）してしまったので、再度送付してほしい。

（答） 「マイナンバー未収録者一覧」を再度お送りいたします。下記のねんきん加入者ダイヤルへご連絡ください。

あらかじめ事業所名称等を記載した「個人番号等登録届 総括表」に係る再送付対応はできません。「個人番号等登録届」及び事業所名称等未記載の「個人番号等登録届 総括表」を送付いたしますので、ご了承ください。

なお、被保険者本人から直接届け出ていただく際に使用する「個人番号等登録届」については、日本年金機構のホームページから取得することができます。

※ 「マイナンバー未収録者一覧」の再送付に関するお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル（TEL0570-007-123）までお電話ください。（050 から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6837-2913 まで）

※ 今回送付した「個人番号等登録届」は、事業主さまが記入・提出する場合も想定していることから、日本年金機構のホームページに掲載されている「個人番号等登録届」と一部内容が異なります。

※ 「マイナンバー未収録者一覧」を再送付する場合は、事業主さまに事業所整理記号、事業所名称・所在地を確認させていただきます。また、送付先は、日本年金機構で保有している事業所所在地となりますので、ご了承願います。

問 9 対象者が多いので、電子媒体で送付してほしい。

(答) 今回送付しました「マイナンバー未収録者一覧」は、電子媒体での作成を行うことができません。大変申し訳ございませんが、「マイナンバー未収録者一覧」(紙媒体)によりご確認いただけますようご協力をお願いいたします。

問 10 「個人番号等登録届」は、必ず提出しなければならないのか。また、「個人番号等登録届」の提出を拒否することもできるのか(罰則はあるのか)。

(答) 任意の協力依頼である「個人番号等登録届」の提出を拒否したことによる罰則等はありませんが、該当の被保険者のマイナンバーが確認できないこととなるため、氏名・住所変更届の省略ができず、基礎年金番号とマイナンバーが紐づけられるまでの間は、引き続き事業主さまからの届出等が必要となってまいります。事業主さまにおかれましては、事業の趣旨をご理解の上、何卒、ご協力をお願いいたします。

問 11 「個人番号等登録届」を提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのか。

(答) 日本年金機構では、基礎年金番号とマイナンバーが紐づいている厚生年金保険被保険者については、平成 30 年 3 月から住基異動情報を取得することにより氏名・住所変更届の省略を開始しております。そのため、該当の被保険者の「個人番号等登録届」をご提出いただかなかった場合は、氏名・住所変更届の省略ができず、基礎年金番号とマイナンバーが紐づけられるまでの間は、引き続き届出が必要となります。

問 12 「個人番号等登録届」を提出することで、どのようなメリットがあるのか。

(答) 日本年金機構においては、基礎年金番号とマイナンバーを紐づけることにより、被保険者の氏名・住所変更に係る届出の省略が可能となり、事業主さまの事務負担の軽減が図れるものと考えております。また、被保険者本人にとっても、年金を受け取っている場合に毎年お届けいただく「現況届」や国民年金や年金請求時等の一定の手続きに必要な添付書類の一部が省略可能となります。

問 13 「個人番号等登録届」を提出して、情報が流出する心配はないのか。

(答) 日本年金機構では、お客様の大切な個人情報を守るため、システム面では個人情報をインターネットから完全に分離された領域で管理・運用する等の技術面の対策やルールの見直し、人的面では職員の教育研修、文書管理の徹底等を図ることで、高いレベルのセキュリティ体制を確立しており、お客様のマイナンバーについては、番号法に定められた公的年金の業務の範囲内のみで利用するとともに、適切な保管・管理に万全を期してまいります。

問 14 事業主が「個人番号等登録届」を提出する際の手続き方法は。

(答) お手続きの流れは次のとおりです。

- ① 事業主さま(または被保険者本人)が「個人番号等登録届」に記入してください。
- ② 事業主さまにおいて、「個人番号等登録届」の記載内容について、被保険者本人のマイナンバーカード等により、番号法に基づく「番号確認」及び「身元確認」^(※1)を行ってください。なお、事業主さまに番号法に基づく確認を行っていただくため、マイナンバーカード等の添付書類は不要となります。
- ③ 「個人番号等登録届 総括表」に「個人番号等登録届」の提出件数、事業所整理記号及び事業所番号を記入し、「事業主記入欄」に事業主氏名等の記入・押印を行ってください(事業主さまが自ら署名する場合には、押印は省略できます)。「個人番号等登録届」を「個人番号等登録届 総括表」とともに^(※2)事業所を管轄する事務センターにご提出ください(年金事務所にご提出いただいた場合も受付いたします)。

※ 1 雇用の際に被保険者の身元確認を行っており、明らかに本人に相違ないと確認している場合は、被保険者本人から「身元(実存)確認書類」の提示を受ける必要はありません(「番号確認」は必要となります)。

※ 2 氏名・住所等に変更が必要な場合は、個人番号等登録届と併せて該当の変更届をご提出ください。

問 15 事業主に「個人番号等登録届」の取りまとめを求める行為は、何を根拠に行っているのか。

(答) 平成 29 年 10 月 16 日付で「厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令」が公布・施行され、日本年金機構は、個人番号利用事務を適切かつ円滑に処理するため、事業主に対し、被保険者等に係る個人番号(マイナンバー)その他の事項について情報の提供を求めることができるとされたものです。

これにより、事業主さまに「個人番号等登録届」を取りまとめて提出いただくようご協力をお願いしております。

※ 根拠法令：厚生年金保険法施行規則第 130 条

問 16 「個人番号等登録届 総括表」にあらかじめ印字されている内容に誤りがある場合はどうすればよいか。

(答) 「個人番号等登録届 総括表」にあらかじめ印字されている内容に誤りがあった場合、当該部分を二重線で抹消し、記入欄の余白に正しい内容を記入した上で、該当の変更(訂正)届とともに、管轄の事務センターに提出してください。

問 17 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されている従業員本人に確認したところ、既に「個人番号等登録届」を提出したとのことだったが、改めて「個人番号等登録届」の提出が必要なのか。

(答) 今回送付した「マイナンバー未収録者一覧」は、令和 2 年 8 月 22 日時点の基礎年金番号とマイナンバーの紐づけ状況に基づいて作成しています。既に「個人番号等登録届」を提出されていた場合、行き違いですので、改めて「個人番号等登録届」を提出していただく必要はありません。

問 18 海外居住者（または短期在留外国人）であり個人番号（マイナンバー）を持っていないが、どうすればよいか。

(答) 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されている被保険者が、マイナンバー制度対象外となる海外居住者、短期在留外国人である場合は、「個人番号等登録届」の「個人番号非保有理由」欄に記載されている「短期在留外国人」又は「海外居住」に☑をした上で、ご提出をお願いします。

また、氏名等に変更があった場合は、引き続き変更届のお手続きが必要です。

問 19 「マイナンバー未収録者一覧」に載っていない被保険者の住所等が変更になった。何か手続きは必要か。

(答) 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されていない被保険者は、機構においてマイナンバーを収録済または「個人番号非保有理由」を確認済の方です。

基礎年金番号とマイナンバーが紐づいている被保険者については、機構においてマイナンバーを基に住民票の異動情報を取得することにより氏名・住所を更新しますので、氏名・住所変更届のお手続きは不要です。

ただし、基礎年金番号とマイナンバーが紐づいている被保険者であっても、住民票住所ではなく居所を登録している場合及び新たに居所の登録を申し出る場合は、住所変更届の提出が必要です。

海外居住者等、個人番号を有していない被保険者の氏名等に変更があった場合、引き続き変更届のお手続きが必要です。

なお、海外から国内に転入された場合には、住所変更届のお手続きに加え、個人番号等登録届を提出いただきますようご協力をお願いいたします。

問 20 氏名等の変更届や「個人番号等登録届」は提出期限があるのか。

(答) いずれの書類も提出期限はございませんが、届出が必要な場合は、速やかに提出してください。

なお、別途、被保険者本人へご協力の依頼をさせていただくことがございます。予めご了承ください。

問 21 現在、郵送先住所（居所）を登録しており、マイナンバーの届出後も住所を住民票住所とは異なる居所等を登録したい場合はどうすればよいか。

（答） マイナンバーの届出後は住民票の異動情報により住所情報が更新されます。郵送先住所（居所）を登録していた方で、住民票の異動情報による更新を希望しない場合は、改めて住所変更届の用紙による郵送先登録の手続が必要となります。